

## 国際判例紹介 (15)

### ビーグル海峡事件 (アルゼンチン対チリ)

(1977年2月18日仲裁裁判所裁定)

高井 晋

(日本安全保障戦略研究所理事長)

#### はじめに

主権国家が併存する国際社会に生じた紛争の平和的な解決方法は、中央集権化されている国内社会の紛争解決の方法とは本質的に違っている。すなわち、国際社会においては、国内社会にみられる強制管轄権をもつ裁判制度がないので、紛争当事国の一方が国際裁判で解決しても、相手当事国が同意しないと裁判は開始されない。また、たとえ裁判で勝訴になったとしても、国際社会には判決を履行させる警察のような強制力をもつ国際機関がないため、判決を強制的に履行させることができない。したがって国際紛争を解決するためには、結局、紛争当事国自らの判決の履行努力に従うことになる。

国連加盟国は、国家間の紛争を武力で解決することを禁止している(国連憲章第2条4項)ので、紛争当事者は、その紛争がいかなるものであっても、平和的な手段で解決しなければならない。平和的解決手段には、非裁判手続きとして周旋 (good office)、仲介 (mediation)、審査 (inquiry) および調停 (conciliation) があり、裁判手続きとして仲裁裁判、司法的解決がある。

非裁判手続きによる結論は、紛争当事者に対する勧告的効果があるだけで、法的な拘束力はない。周旋は、第三者が紛争の内容に関与しないで交渉の場をつくり、紛争当事者間の外交交渉を側面から促進させることをいう。これに対して、仲介は、第三者が紛争の内容に関与し、紛争解決案を提示して外交交渉を促進させる方法である。審査と調停は、仲介よりさらに組織化された解決手段で、紛争当事者間の合意に基づいて、国家ではなく個人の資格で選ばれた委員で構成される国際委員会が、紛争当事者間に立ち入って紛争解決をはかる方法をいう。

国際裁判制度は、国家間の生じたあらゆる種類の紛争を国際法に基づいて審理できる、司法的解決 (judicial settlement) と仲裁裁判 (arbitration) との2種類があるが、これらが非裁判手続きと異なっているのは、裁判の結果下された判決が紛争当事者を法的に拘束することである。換言すると、紛争当事者は、判決に拘束され、これを履行する国際法上の義務を負うのである。この他、特殊な裁判所として、国連海洋法条約の解釈問題についてだけ審理する国際海洋法裁判所 (International Tribunal for the Law of the Sea, ITLOS) や武力紛争中の国際法違反行為について審理する国際刑事裁判所 (International Criminal Court) などもある。

司法的解決は、オランダのハーグにある、15人の裁判官で構成される国際司法裁判所 (International Court of Justice, ICJ) で行われる裁判をいう。ICJの管轄権をあらかじめ受諾する旨の宣言をしている国については、裁判が義務的なものとなるが、管轄権を受諾していない国については、ICJへの付託同意が必要となる。日本は、竹島問題をICJで解決させることを3回にわたって韓国に打診したが、韓国が同意しなかったため裁判は開始されなかった。

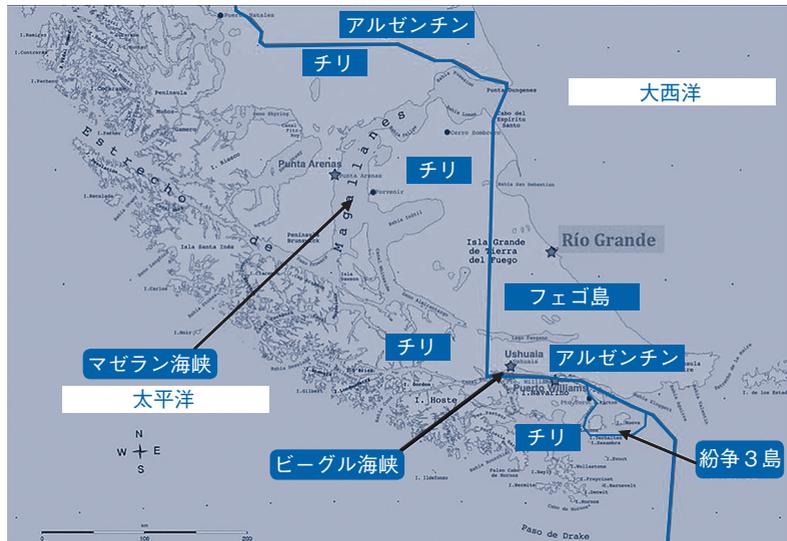
仲裁裁判は、紛争当事者の合意に基づいて、発生した紛争ごとに設置される裁判所で審理される裁判をいう。紛争当事国が、仲裁裁判で解決することに合意した場合、先ず「付託契約 (compromis)」が締結される。「付託契約」の内容は、仲裁で解決したい争点、裁判官の選任、裁判手続き、判決の効力、裁判所の場所と構成、弁護人などである。紛争当事国は、これに基づいて仲裁裁判所を設置して事件を付託する。

「ビーグル海峡事件 (The Beagle Channel Case)」は、アルゼンチンが仲裁裁判所の裁定に不満を表明してこれを履行しなかったが、その後、チリとアルゼンチン両国は、ローマ法皇の仲介により国境画定条約を締結して紛争の解決を見た珍しいケースである。

#### 1 事実関係

本件は、南アメリカ大陸最南端のフェゴ島 (Isla Grande de Terra del Fuego) の南側でナバリノ島 (Isla Navarino) の東側にあるピクトン (Picton)、ヌエバ (Nueva) 及びレノックス (Lennox) 諸島の3島の帰属を巡ってア

ルゼンチンとチリ間で争われた事件である。ビーグル海峡は、1830年代にイギリス海軍の調査船ビーグル号が通過した海峡とされ、南緯55度の線に沿ってほぼ東西に走っているが、同海峡の東側の入り口又は出口が明確に定められていなかった。因みに、ビーグル号は『種の起源』を著したチャールズ・ダーウィンが乗り込んでいたことで知られている。



<https://www.beautifulworld.com/south-america/chile/beagle-channel/> を加工

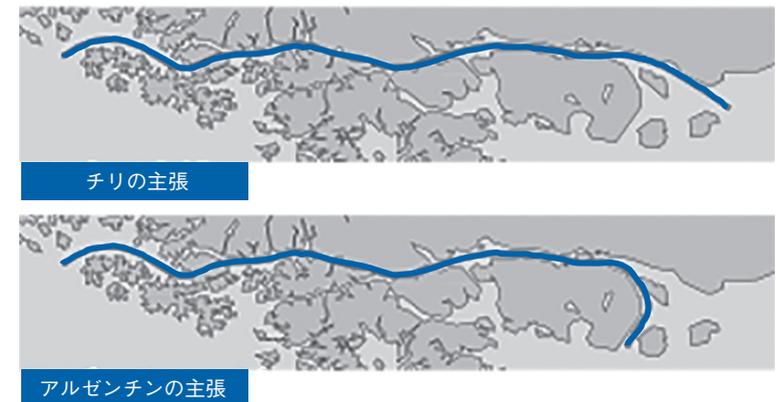
1881年にアルゼンチンとチリ間で締結された国境条約 (The treaty of 1881) の第3条によると、フェゴ島は西側をチリ領とし、東側をアルゼンチン領としている。ビーグル海峡周辺諸島については、エスタドス諸島とその隣接小島群及びフェゴ島並びにパタゴニア東岸の東側の大西洋上にあるその他の島嶼はアルゼンチン領とし、ビーグル海峡の南方でホーン岬にいたるまでである全諸島とフェゴ地帯の西方にある諸島はチリ領とすると規定されていた。

ビーグル海峡は、マゼラン海峡 (Straits of Magellan) とドレーク海峡 (Drake Passage) と共に、太平洋から大西洋に通じる南半球の3つの海上通航路となっている。アルゼンチンは、1904年頃からチリの統治下にあった3島について公式に抗議を行っていた。ビーグル海峡事件の争点は、ピク

トン、ネヴァ、レノックス諸島の3島が、「ビーグル海峡の南方」の島々に該当するかである。換言すると、ダーウィンがビーグル号でイギリスからガラパゴス諸島に向かう際に通過した海峡を「ビーグル海峡」と名付けたが、その地理的な位置が明確ではなかったことが原因となっていた。

アルゼンチンは、ビーグル海峡はナバリノ島と3島との間の海域であるとし、3島はアルゼンチンに帰属すると主張した。すなわち、チリはビーグル海峡の東端が直線的に大西洋に向かうとしていたが、アルゼンチンは東端のところではほぼ直角に南に曲がっていると主張していたのであった。

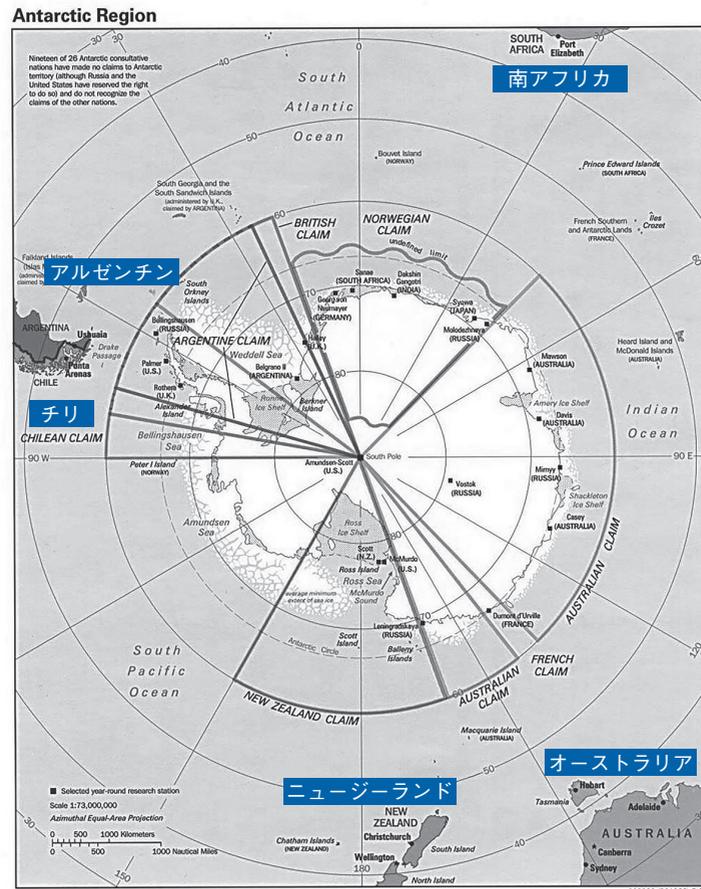
1881年国境条約によるビーグル海峡の位置



[https://www.wikiwand.com/en/Beagle\\_Channel\\_arbitration](https://www.wikiwand.com/en/Beagle_Channel_arbitration) を加工

アルゼンチンの主張は、ビーグル海峡に面した3島がチリの領土として決定されることになれば、ウシュアイアにある海軍基地の艦艇の行動が著しく制限されること、南極大陸に対するセクター理論による領有権主張の幅が狭くなること、そしてビーグル海峡の延長線を隣接国間の大西洋に向けた延長線として引かれることにより、大西洋上の広大な排他的経済水域と大陸棚の面積が極端に狭まることが主な理由とされた。

南極に対するセクター理論



[https://www.ga.gov.au/\\_data/assets/image/0006/12579/GA14250.jpg](https://www.ga.gov.au/_data/assets/image/0006/12579/GA14250.jpg) を加工

チリとアルゼンチンは、1971年7月22日、国境紛争を解決するため英国政府が仲裁裁判官を引き受け付託契約を締結し、国際司法裁判所にある仲裁裁判所裁判官名簿から5人を仲裁官に選定して、ジュネーブに設置した仲裁裁判所にこの件を付託した。同仲裁裁判所は、1977年2月18日に「報告及び決定」を採択し、これを基にエリザベス2世女王が「宣言」を付して正式の仲裁裁定としたのであった。

2 仲裁裁判所の裁定

ビーグル海峡の位置に関する本件は、その解決を1881年条約に求められるべきであるとした。すなわち、前述したように、ピクトン島のところで二手に分かれている海域のうち、北方に向かう海域がビーグル海峡であるとするチリの主張と、南方に向かう海域がビーグル海峡であると主張するアルゼンチンの主張のどちらがビーグル海峡なのかという判断である。

仲裁裁判所は、1881年条約締結直後のチリとアルゼンチンの行為、地図の確認、両国の管轄権行使の3点から判断して、いずれの点についてもアルゼンチンに有利な証拠は見いだせなかったと判断した。仲裁裁判所は、全員一致で1977年5月2日にピクトン、ヌエバ、レノックス諸島の3島と周辺の岩礁はチリに帰属するとする裁定を行い、英国政府は、同月22日に仲裁裁判所の裁定を発表した。

また仲裁裁判所の裁定によると、ビーグル海峡の位置について、ビーグル号の航海日誌等当時の文献証拠を審理したが、決定的な証拠に至らなかった。そして「ビーグル海峡の南方」に係争諸島があるかは、どの流れがビーグル海峡かによるが、通常、2国の海岸が向かい合っているか相互に隣接している場合には、特別の合意がない限り両岸からの等距離中間線を国境に定める。しかしこれらの海域に小島や砂州などがある場合には、2国間で境界を決める際に、等距離性の他に、陸地に対する水域の従属性、海岸の形状の他にできるだけ自国海域で航行できるようにすることが望ましいのであるが、他の部分について詳しく定義している条約交渉者たちが、ビーグル海峡について国境線を定めなかったのは、同海峡のコースは議論すら必要のないほど明白であったからにちがいないとした。

また仲裁裁判所は、地図に関する詳細な分析を展開し、地図とは無関係の証拠に基づいて達した結論に達した。しかし裁判所は、一般に地図は決定的な証拠にならないことに鑑み、「確認または実証」するために地図を用いた旨をわざわざ断っている。第三国が出版した地図のほとんどは、チリの主張を支持していたとする事実から、仲裁裁判所は、地図がチリの立場を有利にする効果をもたらすと印象を抱いた。そして、